



石狩管内（札幌市を含む）、小樽市、旭川市 以外の事業者の皆様へのお願い

今すぐ透かしを削除する

緊急事態宣言の延長に伴い、次のとおり要請を継続することとしましたので、ご協力いただきますようお願いいたします。

※要請内容等は今後の感染状況等を踏まえ、変更となる可能性があります。

要請期間	令和3年9月13日(月)から9月30日(木)まで
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等 (※宅配・テイクアウトサービスを除く) 遊興施設 キャバレー、カラオケボックス等で 飲食店営業許可を受けている店舗 結婚式場 飲食店営業許可を受けている結婚式場
要請内容	<ol style="list-style-type: none"> ① 営業時間は5時から20時まで ② 一定の要件を満たした店舗(※)においてのみ、酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)は5時から19時30分まで 要件を満たさない店舗については行わない <p>※一定の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓同一グループの入店は、原則4人以内 ✓アクリル板等の設置(座席の間隔の確保) ✓手指消毒の徹底 ✓食事中以外のマスク着用の推奨 ✓換気の徹底 ✓新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ ✓滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする ✓店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食～食事は静かに、会話はマスクへの実践) ✓業務開始前に検温を行うなど従業員の体調確認を行う <ol style="list-style-type: none"> ③ 飲食を主として業としている店舗等ではカラオケ設備の利用を行わない ④ 業種別ガイドラインや感染防止対策チェック項目の実施 <ul style="list-style-type: none"> ◆業種別ガイドライン(内閣官房のホームページ) https://corona.go.jp/prevention/  ◆感染防止対策チェック項目 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/3/8/1/1/9/2/4/_/checklist_v2.pdf 
支援金 (1店舗ごと) ※詳細は裏面	<p>※要請に協力いただいた事業者の方には売上高等に応じて支援金を支給します</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業・個人事業者 45万円～135万円 大企業 最大360万円